

仕 様 書

1. 件 名 自動車用ガソリン（1号）予定数量40Lほか2点
 買入（一括調達）
2. 予定数量 (各油種内訳)
- | | |
|---------------|-----------------|
| ① ガソリン（ハイオク） | <u>40L</u> |
| ② ガソリン（レギュラー） | <u>111,060L</u> |
| ③ 軽 油 | <u>5,990L</u> |
- ※ 各地域における予定数量の詳細は、別紙のとおり
3. 履行場所 受注業者及び受注業者と提携するスタンド渡し（店頭）
4. 対象車両 別紙の各事務所にて指定する車両及び携行缶
5. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
6. 支払条件 1か月毎
7. 発注機関 北海道運輸局、札幌管区気象台、第一管区海上保安本部
8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- (1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
- また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害を生じた場合は協議する。

9. 仕様（各発注機関共通）

- (1) 本契約は単価契約とする。予定数量は年間の見込み数量であって増加・減少するものであることから、変動があっても異議を申し立てないこと。
- (2) 発注者の事務所所在地の最寄りの履行場所（給油スタンド等）は、別紙にある各事務所の所在地から半径 6 km 以内を原則とする。なお、これによりがたい場合は入札書提出前に、また、契約期間の途中で変更が生じた場合はその都度、必要な資料を提出し「各発注機関の担当者」の確認を受けること。
提供が可能な履行場所（給油スタンド等）の住所が分かる一覧等を各発注機関へ速やかに提出すること。
- (3) 受注業者は、契約後に各発注機関から依頼された給油カード又は給油伝票等（必要車両分及びレンタカー用）を速やかに発行すること。
なお、発行した給油カード又は給油伝票等にて、同一価格の給油が可能であること。
- (4) 毎月の請求額は、契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1 円未満を切り捨てた額）にて、各発注機関に分けて作成し、それぞれの担当官へ請求するものとする。
また、請求時には、事務所毎に区分した資料（納品日と数量が分かるもの）を提出すること。
- (5) 受注業者は、各発注機関からガソリン、軽油の品質管理証明書（社内試験成績表等）の提出を求められた場合は、これに応じること。
- (6) その他、仕様内容について不明な点や疑義がある場合は、双方協議の上担当者の指示を受けること。

10. 物価変動等に伴う契約金額の価格改定について

別紙「契約単価の変更に関する特約条項」によるものとする。

11. その他

- (1) 入札担当者

第一管区海上保安本部経理補給部経理課 入札審査係 (TEL:0134-27-0118)

(2) 「9.仕様(2)」の担当者

北海道運輸局総務部会計課 調度管財係 (TEL:011-290-2713)

札幌管区気象台会計課 第二契約係 (TEL:011-611-6168)

第一管区海上保安本部経理補給部補給課 補給調達官 (TEL:0134-27-0118)